

産業資本確立期を中心とした

庄内松岡製糸所の地域的機能について

松 村 祝 男

一 はじめに

松岡製糸所は、明治五年（一八七二）に旧酒井藩の命運をかけて実施された松ケ岡開墾事業の発達過程において明治二〇年（一八八七）に創設されたものであり、その初期における目的は、製糸所設立の趣旨によると「専ら松ケ岡の成繭を繰糸し、旁ら養蚕家の依頼を受く」とされている。しかし、松ケ岡開墾場の設置・運用およびそこで用いられた農業経営のあり方は、国家的水準における「殖産興業」政策に地域側から積極的に呼応するものであり、地域的水準においては「体制」の変化の中で存立の基盤を失なった士族層に対する存立基盤の社会的経済的再構築と、その維持を目的としたものであったとみてよいであろう⁽¹⁾。

このような初期における松ケ岡開墾事業のあり方は、明治初期に展開したわが国の士族授産事業の一形態を示すものであったといえよう。松ケ岡開墾事業のもつ諸特質については、歴史的・経済史のおよび地理学的に考察された業績が、すでに存在している⁽²⁾。しかし従来の業績の多くは、開墾場そのものの成立経緯および官農組織の特殊性に

考察の中心が置かれてきたといえよう。けれども松ヶ岡開墾場の持つ特質は、成立経緯と宮農組織の特殊性に凝集されつくされるものではなく、むしろ宮農形態を容容させながら事業自体が「殖産興業」政策へ積極的に呼応し、持続してきた事柄と、それを保証してきた地域的存立基盤にこそ松ヶ岡開墾場の持つ特質があり、成立経緯は、それを生む契機であり、宮農組織の特殊性はそれを実現する手段であったとみるべきであろう。

いずれにせよ松ヶ岡開墾事業の地域的展開の実態は、国家水準において遂行される後進国型資本主義経済の確立と乖離したのではなく、またそのために実施された国民経済の資本主義化と対立するものではありえない。筆者は、かつてこうした立場に立つて松ヶ岡開墾場が存在しえた地域的意義について若干の考察を試み報告をなした⁽³⁾。その過程で松ヶ岡開墾場が、「体制」のもつ特質の中で、機能を変質していくことを指摘しておいた。本稿では質的変化を具現した製糸部門の創設、企業としての独立およびその操業形態を分析することにより、松岡製糸所の存立基盤と地域的機能について考察を行ない、松岡製糸所の果した地域におけるいわゆる「近代化」の一側面について吟味することを目的としたものである。

二 問題の所在と対象時期の限定

明治一八年（一八八五）の兌換制度の確立をもってわが国の資本主義経済は、資本の原始的蓄積期を脱皮したととも資本家的企業の確立期（産業資本確立期）を迎えたと一般に指摘されている⁽⁴⁾。それは、従来の二千錠紡績のもつ制約を克服して操業を開始した大阪紡績会社による資本制大企業の展開を契機としたものであり、この大規模な機械紡績業の勃興が、わが国の経済のモノカルチャー化を阻止するとともに、インド綿花を原料とする綿糸の生産を

達成することによって、日本資本主義経済の産業資本確立を軌道に乗せた(5)こと、しかもこうした大企業の操業の本格的展開が、産業において近代的両極分化をともなったものであり、広く「体制」内部に賃労働者の創設と拡大が必然的に進行することによって裏付けられるのである(6)。

しかし紡績業を唯一の基盤とする産業資本確立期のが国の経済は、周知のように産業部門内部の有機的関連性を欠く脆弱な体質的構造をもったものであり、そのために原料綿などの確保に必要な外貨獲得産業である製糸業を、その下部に随伴する構造的特質をもっていたのである。産業資本確立期の下部を支える製糸業は、綿紡績業のような大規模な産業としてではなく、またそこに集まる労働力も製糸業の「体制」内での位置を明瞭に示す状況の下で調達され、使用された(7)。製糸業の外貨獲得産業としての位置付けは、同時に明治初期から始められる農村・農業の政策としての資本主義化の下で、一見自主性のように認められる商品作物栽培農家(栽桑養蚕農家)の拡大を地域にもたらしたのである(8)。

製糸業のもつこうした地域的効果は、産業資本の確立を単に「商業資本の発展とその強化」にみるのではなく、資本の本来の形態が産業資本であって、それは資本制生産過程をもつものであり、そこに生産手段の所有の有無によって識別される近代的両極分化が進展しているとすれば(9)、機能する範囲が地域的限定の下であって、しかも、それが終局的に資本の集中へと上昇しないとしても、産業資本の一つの成立過程を示しているとみてよいであろう。産業資本確立過程における製糸業に係る問題は、外貨獲得産業として「体制」的に不可欠であった製糸業が、産業資本の成立過程で地域住民をどのような形でその過程に組み込んで行ったかということであり、逆に地域において製糸業がいかなる機能を果しえたかということになる。

産業資本の成立が、賃労働制の成立に始まるとすれば、その確立期は、産業資本の再生産軌道の確立とその後に着起する資本の集中と進展により生産が独占され、産業資本と銀行資本との融業形態によって生じる金融資本が、資本主義を構成するにいたる独占資本主義までの時期ということになる。このような状況をわが国における資本主義の発達経緯で概観すれば、明治二年（一八九〇）の第一次資本主義恐慌を経て、日清戦争（一八九四―一八九五）の段階において綿業・絹業等のいわゆる軽工業部門における「近代化」がなしとげられており、日露戦争後の恐慌を経て金融資本の抬頭がみられることからして、ほぼこの期間が産業資本確立期と認めてよいと思われる⁽¹⁰⁾。そこで本稿では、こうしたわが国資本主義の発達過程に照合し、かつ資料的制約などを加味した上で、対象とする時期を明治二四―五年（一八九一―二）から明治四〇年代当初（一九〇〇年代当初）に限定して、以下、松岡製糸所の産業資本としての成立過程と地域の「近代化」に果たした機能について分析を試みたい。

三 山形県および庄内地域における製糸業の発達概要

明治期を通して山形県下の製糸業は、極度に県内陸部に集中していた。とくに米沢盆地を中心とした集中の実態は、幕藩体制から明治期にいたる期間一貫して為政者の積極的な保護・育成を受けてきたことと深く関連している。県内陸部を領地とする米沢藩の積極的な政策は、明治四年（一八七一）蚕種製造規制の改訂にともない長井盆地北半の村々を対象に「蚕種師百人組」を組織し、藩が政府を代行して蚕種製造鑑札を交付するという段階にまで地域の養蚕業を発展させていたのに対し、庄内地域では、酒井藩の政策が米作中心であったために、断片的に行なわれたのみで、畑作・養蚕の発達を幕藩体制下においてみる事ができないのである⁽¹¹⁾。こうした県下の庄内・内陸地域間の

表 1 明治13年(1880)山形県の製糸工場

場 所	所 有 者	製造所 (坪)	工 人			機 関	製造高 (斤)	製造費 (円)
			男	女	計			
南村山郡旅籠町	山形県勸業課	503	4	104	108	蒸気	12,424	30,824
南村山郡香澄町	山形県庶務課	184	4	57	61	人力	900	7,987
西村山郡紫橋村	渡辺藤四郎	12	1	9	10	水車	31	15
西村山郡大町村	堀米実・柴田弥	24	2	12	14	水車	93	228
北村山郡東根村	板垣薫五郎	50	2	8	10	人力		
西置賜郡小出村	菅与五郎	125	2	16	18	人力	150	1,125
西置賜郡時庭村	多田野松右ヱ門	18				人力		
西置賜郡椿村	長沼吉四郎	19	1	15	16	人力	400	560
西置賜郡秋生村	渡辺三右ヱ門	17	2	6	8	人力	125	200
〃	後藤東三郎	6	2	4	6	人力	84	135
東置賜郡漆山村	多勢幸之助	30	2	21	23	水車	320	571
〃	多勢亀五郎	43	6	33	39	人力	675	940
東置賜郡宮内村	遠藤次次郎	8	2	11	13	人力	150	375
〃	加藤亀吉	8	1	11	12	人力	290	285
〃	高橋忠兵衛	6	3	2	5	人力	168	368
〃	布施長兵衛	22	2	11	13	人力	269	632
東置賜郡梨郷村	高橋七郎	12	1	8	9	人力	118	76
〃	古瀬善蔵	8	1	8	9	人力	168	108
〃	船山弥左ヱ門	8	1	8	9	人力	106	68
東置賜郡砂塚村	渡辺勘兵衛	111	1	12	13	人力	300	520
東置賜郡高島村	安藤吉次郎	20	2	12	14	水車		
東置賜郡法師柳村	近野万太郎	15	3	2	5	人力	280	270
東置賜郡上小松村	原田名兵衛	30	5	10	15	人力	350	700
南置賜郡館山村	上杉秀山	937	4	116	120	蒸気 水車 人力	3,076	29,748
南置賜郡他5,845名								
飽海郡市条村	小野直次	15	4	3	7	人力		

『山形県史』 P.667より引用)

幕藩体制下における養蚕・製糸業の地域的不均衡は、その発達状況を反映して展開せしめられた明治期の製糸業・養蚕業の発達の地域間格差をももたらした。

表1は、マニユ的段階をもふくむ時期の県下における工場の分布を示したものであるが、内陸部以外では飽海郡下の工場のみであり、その規模も人力でかつ職工数七人でしか

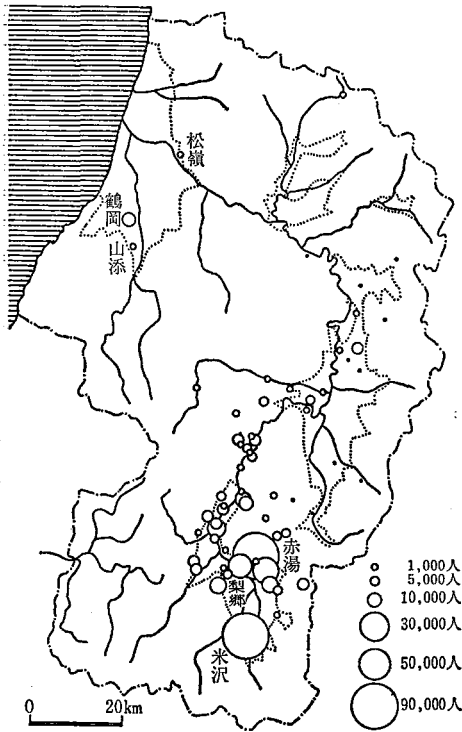


図1 明治20年(1887)山形県の製糸工場の分布

工場の年間延従事人数を町村毎に集計した。円の大きさは人数の平方根に比例する。黒点は人数が少ないため表現できないもの。

『山形県史』p.665より引用]

このような明治一〇年代から二〇年代の製糸工場の分布動向を概観するに、山形県下のこの時期に

明治一三年(一八八〇)統計に示された飽海郡下の工場は、二〇年統計には登場せず、三〇年統計になると西田川郡下の一工場(資本金一〇〇円以上)のみとなっている。

い。これに対し南・西村山、東・南置賜郡下には、比較的大規模な工場が集中しており、中でも南置賜郡館山村の組合製糸の存在は、山形県勸業課管工場と対比したとき民間資本の一定の発達を示しているとみてよいであろう。図1は明治二〇年(一八八七)の製糸工場の分布を示したものであるが、表1に示された状況と同様に製糸業の存在が、極度に米沢盆地とその周辺に集中しており、赤湯・梨郷・米沢に主要工場が存在している。庄内地域では山添・松嶺・鶴岡の三ヶ村に存在するのみであり、かつその規模も内陸の工場と比べ小規模である。県の統計資料によると、庄内地域の製糸業が拡大をみせるのは明治三〇年代末からであり、それ以前の状況はかなり流動的である。すなわち、

おける製糸業の実態は、県内陸部の東・西・南置賜郡下を主要地域として展開せしめられており、庄内地域における製糸業発達の状況が他の地域に比べ相対的に未熟であったことを示している。こうした明治初期における養蚕・製糸業の発達状況は、明治新体制の施策の結果が地域現象として具現するにいたらぬ時期でもあったことと関連して、幕藩体制下で実施されてきた各藩の政策を強く反映しているとともに、その事柄が明治政府の政策が地域的展開をなし遂げていく過程で変容しうる可能性を伏在させているとみることができよう。

幕藩体制から明治二〇年代にいたるまで庄内地域の養蚕・製糸業の発達が、県下内陸の諸地域に比べ著るしく稚拙であったことは事実として指摘されなくてはなるまい。しかし、こうした稚拙な状況は、明治政府の政策的課題である農業・農村の資本主義化および産業資本確立のための外貨獲得産業の不可欠性に立脚した栽桑養蚕業・製糸業の積極的奨励政策の中で変容をとげていった。すなわち、明治五年（一八七二）から始まる旧酒井藩士族・卒族の動員によって行なわれた伊勢横内、斉藤・赤川河原、高寺・馬渡・黒川三ヶ村に及ぶ山林荒無地二〇四町歩にわたる農業開墾と、旧藩士の命運をかけた開墾地⁽²⁾の運営の中で展開せしめられた栽桑養蚕および蚕種製造・加工部門としての製糸の開始と、その企業としての独立は、開墾場の運営が旧支配層であり、かつ維新体制の中での行政権を掌握する立場への転換によって形成される政治的力を背景として、栽桑養蚕業の発達を地域にもたらした。こうした松ヶ岡開墾事業の栽桑養蚕・蚕種製造・製糸部門の創設と独立は、当初士族授産事業として開始された開墾事業の質的変容を示している。しかし、こうした事業の質的変容は、逆に「体制」が地域に求める機能を積極的に果たす機能的役割を開墾事業が担っていることも示しているといえよう。中でも繭加工部門である製糸部門の創設と、その企業としての独立は、開墾事業とは別な新たな「資本」の成立を示すものであり、同時に製糸所が加工繭の蚕種を特定することによ

つて、地域の養蚕農家を自己の資本の傘下に組織したことを意味している。さらに、企業としての独立が賃労働者の存在を不可欠とした資本制生産過程をもつことにも連らなっており、企業としての製糸部門の独立と展開は、地域における産業資本の成立過程の側面を示すことにもなる。地域に「近代化」過程の側面を示すことにもなる。では、こうした意味をもつ松岡製糸所は、いかなる地域の展開の中にこうした機能を果してきたのであろうか、以下その地域的機能について、松岡製糸所の創設・発展過程における操業形態の分析を通して検討を加えてみたい。

四 庄内松岡製糸所の成立概要とその特質

明治二〇年（一八八七）に開墾着手当初官有地払い下げを受けた農場用地のうち、未着手のままに残されていた黒川村大阪山の六六町歩余を売却し、その代金をもって松岡製糸所は、鶴岡市の西北隅に創設された¹³。この時期における製糸所の創設が、松方デフレの下で農場経営が危機に瀕していたこと、この解決策の一つとして開墾場上層部の政治力を駆使した資金調達が行なわれたこと、養蚕業を縮小する一方蚕種製造を開始したことなどが、明治一五年（一八八二）から展開した後に行なわれたことは、農場経営の主軸を交換したようにみられてきた。しかし松ケ岡における製糸は、栽桑養蚕経営が途についたばかりの明治八年（一八七五）には座操機械による製糸が始められ地方へと販売されている。九年には座操機械五〇台による製糸がマニユ的段階ではあるが実施され、一四年（一八八一）の明治天皇東北巡幸に際し、生糸・真綿が奉獻されるまでになつていたのである¹⁴。こうした松岡開墾場における製糸加工の動向は、製糸所の設置が経営危機を契機とした経営方向の転換でないことを示しているとみてよいであらう。いずれにせよ松ケ岡開墾場は、その組織内に換金に不可欠な加工部門をもつことによって単なる農場としての存

表 2 初期松岡製糸所の拡大とその関連事項の概要

年 次	拡大とその関連事項の概要
明治20年 (1887)	<ul style="list-style-type: none"> ●未開墾の官有払い下げ地を売却し、これを資金として鶴岡に製糸工場を創設。 ●人力運転、製糸機械15人繰り。
明治21年 (1888)	<ul style="list-style-type: none"> ●釜数を15増加し、30釜とする。
明治22年 (1889)	<ul style="list-style-type: none"> ●初めて生糸を横浜に出荷する。
明治23年 (1890)	<ul style="list-style-type: none"> ●人力製糸機械を蒸気機関による製糸機械に代える。 ●工場の新・増築を行なう。
明治24年 (1891)	<ul style="list-style-type: none"> ●養蚕が再び盛んになる。松平親懐、各組頭を庄内地域に巡回せしめ養蚕を勧誘奨励する。 ●釜数を30釜から60釜に増設する。
明治25年 (1892)	<ul style="list-style-type: none"> ●「養蚕工女掟」を定める。 ●釜数を60釜から80釜に増設する。 ●真綿工場2ヶ所を新設し、真綿製造を始める。
明治28年 (1895)	<ul style="list-style-type: none"> ●蚕種の望みが年々増加することにより、本年から原紙5枚を増し、55枚を飼育し、もっぱら蚕種を製造する。
明治30年 (1897)	<ul style="list-style-type: none"> ●高寺山15町歩を再墾し桑苗25,000本を植付ける。 ●乾燥室を新設する。
明治34年 (1901)	<ul style="list-style-type: none"> ●この年東田川郡役所の囑託により農家勧誘用の桑苗数万本を交付する。
明治35年 (1902)	<ul style="list-style-type: none"> ●西ヶ原式乾燥室5室増設する。
明治39年 (1906)	<ul style="list-style-type: none"> ●釜数を80釜から100釜に増設する。
明治40年 (1907)	<ul style="list-style-type: none"> ●工女寄宿舎を新築、乾燥室4室を新設。
明治42年 (1909)	<ul style="list-style-type: none"> ●従来の浮繰法から沈繰法に全面変更。

〔松岡製糸所文書、本陣文書から筆者集計〕

在から大きく質的転換をなしとげたこととなる。

表2は松岡製糸所の拡大概要を示したものである。創業当初、人力運転の十五人繰機械を使用し、富岡練習工女を教婦（俗）として始められた松岡製糸所は、二二年（一八八八）に釜数が三〇釜に、二五年（一八九二）に八〇釜、三年（一九〇六）には一〇〇釜へと順次規模の拡大をなしている。釜数拡大のこうした過程で、二四年には工場付属建物五棟を増築すると同時に蒸気機関の導入がなされ、二五年には真綿・座繰の二工場

が新築されている。施設の拡大は、その後も引き続き行なわれており、三〇年（一八九七）に乾燥室が、三九年（一九〇七）にはさらに四室が増設されている。こうした工場の設備規模の拡大は、生産量、使用原藪量などの増大をもなうものであり、同時に資本制生産過程の拡大をも意味している。

松岡製糸の繰業が剰余価値の生産過程であるとすれば、当初開墾農場から分離した段階と以降の発展段階との間に於いて企業的人格も変化せざるを得ない。企業側の主張としての操業概要の説明に企業的人格の変化がどのように現われてくるのであろうか。二〇年の創業時における「説明」には次のように記されている。

「柳本所ハ松岡開墾場所轄ノ一部分ニシテ専ラ重要物産生絲ノ改良進歩ヲ奨励スルヲ以テ目的トシ併セテ莊内士族授産ノ為メニ、設ケタル一工場ナレハ敢テ利益ヲ得ルヲ第一ノ主眼トスルニ非ラス工女ノ如キモ単ニ賃錢ヲ得ルヲ主トセス業務ヲ精勵シ禮節ヲ重シ風儀ヲ正クシ傍ラ生計ノ一助ニ充タシメントス素ヨリ普通ノ工場ノ比類ニアラス……」（傍点筆者以下同様）

すなわち「士族の授産」が企業的活動より優先されているわけであり、慈惠的役割が強調されていることに注意しておく必要がある（16）。さらに、この立場が賃労働者である工女のあり方を一方的に規定していることは、雇用者が旧士族であることと関連して見落すことのできない事柄である。こうした企業の初期における慈惠的姿勢の強調は、

「西田川郡書記ノ質問ニテ筆記セシモノ」と註書された明治三二年（一八九九）五月の文書には、

「地方ノ蚕糸ヲ改良シ輸出ヲ海外ニ広クシ、国益ヲ地方ト共ニスルノ目的」

と記されており、また明治四三年（一九一〇）二月の文書に示された製糸所の営業動向について、

「本所ノ主旨タル蚕業ヲ精良ニシテ輸出ヲ海外ニ広クシ、或ハ地方機業ノ原料ニ資シ（17）国益ヲ地方ト共ニセンコトヲ庶希スルカ故ニ近年養蚕業ノ発達ニ連シ社運益々盛大ニ趣カントス」

と記されている。このように企業側が明らかにするその目的の中に明瞭な形で「国益」が唱えられ、さらに「企業」

が「地方」とその国益を共にすることが強く主張されるように変化してきている。重化学工業の発達を不可欠とする「富国強兵」の達成には、外貨獲得産業の主柱であった栽桑養蚕業と製糸業の拡大を除いて遂行できなかったことと、わが国の生糸輸出がすでに先進諸国によって分割されていた国際市場への割込み的性格を有していた⁽¹⁸⁾ことと関連させたとき、創業時の「説明」に記された企業の慈悲的性格の強調は、就労者に対して精神主義を優先する論拠として用いられており、就労者の賃金を低く押える手段として活用されたとみることができよう。なぜならば、創業当時富岡練習の工女を教婦として技術的練習を受けた一部の工女達にとつては、松岡製糸での就業が、経済原理を無視したいわゆる「名誉」によって代替されたとしても、この段階での工女は、後に教婦として他の一般工女に比して破格な賃銀で雇用されているのである。この点については後段で詳述する。

こうした労資間の雇用関係は、後にいたっても同様であったと考えられる。「国益」が企業経営において優先され、それを「地方」と共にする「地方」とは、実際に生産に携わる労働者を指してはいない。企業側の一貫した姿勢は、産業資本確立過程での製糸業のあり方を端的に示すものであり、そこに雇用される労働者の後進国型資本主義経済の構築過程に巻き込まれていく一般的特質を示しているといえよう。では、松岡製糸の特質は、どのような側面において顕著に現れてくるのであろうか、以下この点について分析を試みたい。

五 就業実態と操業形態にみる松岡製糸の特質

松岡製糸所の操業目的に示された状況は、先述したように、工女賃金を低く押え込むことを根底に伏在させている。低賃金労働を敷衍とした操業のあり方は、わが国における資本主義の特質でもある。問題は、こうした低賃金に

表 3 松岡製糸所の就業人員・平均日給の変化

年次	釜数	工女数 * (人)	男工数 * (人)	工女平均 日給(円)	男工平均 日給(円)
明治27 (1894)	80	(16)145	6	0.074	0.120
明治28 (1895)	80	(21)100		0.069	
明治33 (1900)	80	(45)129	9	0.074	0.120
明治37 (1904)	80	(70)116	(4) 4		
明治38 (1905)	80	(106)116	(4) 4	0.150	0.300
明治39 (1906)	100	146	4	0.170	0.300
明治41 (1908)	100	146	4	0.170	0.330
明治43 (1910)	100	108	2	0.180	0.350
明治44 (1911)	100	129	6	0.280	0.350

但し、* 欄 () は寄宿の男・女職工数。

[資料：松岡製糸所文書]

位置付けられた工女が、いつごろからいかなる労働環境の中で、どのような階層出身者を対象に地域的展開をみせてきたかという点であり、それは地域の養蚕業者を傘下に統率した企業の操業をてこととする「近代化」の具体的展開でもある。

表3は、松岡製糸所文書⁽¹⁹⁾から集計した生産に直接携わる就労者数の年次別変化を示したものである。就業工女数は、必ずしも一定しておらず、一〇〇人代から一四〇人代を上下している。これは工場の集繭の変化にもよるが、概して表示した期間において生産高が上昇していることからみれば、就業時間などの延長に基づく労働の強化を意味しているとみてよいであろう。こうした工女・男工数の変動の中で注目しなければならぬ事柄は、寄宿工女数の増加である。明治二七年(一八九四)四月に実施された職工調査の結果では、他府県からの就労者はなく、全て「土着ノ者」とあることから庄内地域およびその周辺が主な労働力供給圏であったと思われるが、工女のうち一〇〇%に当たる一六人が寄宿工女であり、これらの工女が通勤圏外からの就労であることを示している。こうした状況は、二八年二一・〇%、三三年(一九〇〇)三四・八%、三八年九一・四%と順次比率を高

表 4 職工調査表 (明治27年4月30日調)

区 別		男	女	区 別		男	女
年齢ノ区別	10歳未満	—	—	居住ノ区別	工場ノ寄宿舎ニ在ル者 通勤スル者 計	—	16人
	10歳以上	—	3人			6人	129人
	男15歳以上 女13歳以上	—	33人			6人	145人
	男20歳以上 女17歳以上	1人	33人	身ノ上	既 婚 未 婚 寡 婦 計	5人	45人
	40歳以上	3人	5人			1人	99人
	50歳以上	2人	5人			—	2人
計	6人	145人	6人	145人			
身分ノ区別	一家ノ生計ヲ負担スル者	5人	21人	雇方ノ区別	日雇ノモノ 月雇ノモノ 年雇ノモノ 年期ノモノ 計	6人	145人
	否ヲサル者	1人	124人			—	—
	計	6人	145人			—	—
土着ノ者 他府県ヨリ出稼スル者 計	6人	145人	—			—	
	—	—	6人			145人	
計	6人	145人					
教育ノ有無		45歳以上	30歳以上	20歳以上	10歳以上	計	
普通小学以上ヲ卒業シタル者	男女	—	—	1人 13人	— 10人	1人 23人	
普通小学以上ヲ卒業セサル者	男女	5人 1人	— 3人	1人 8人	— 40人	5人 70人	
前二項外ノ者	男女	8人	5人	21人	36人	70人	
男女合計		14人	8人	43人	86人	151人	

〔松岡協同製糸文書〕

めており、就労工女の供給圏が、鶴岡を中心とした通勤圏域外部へと漸次拡大していったことを示している。就労する工女の質は、旧酒井藩城下鶴岡への通勤範囲外から集まる工女比率が他年に比べて低い二七年当時においてさえ必ずしも高くなく、表に示す通り全工女の四六・四％は、「普通ノ筆算」もできないものであり、文盲同然の工女のうち生産を主として担う十歳以上三〇歳未満の者が八一・四％も占めているのである。また、読み書きのできない者のうち五一・四％に当る者は

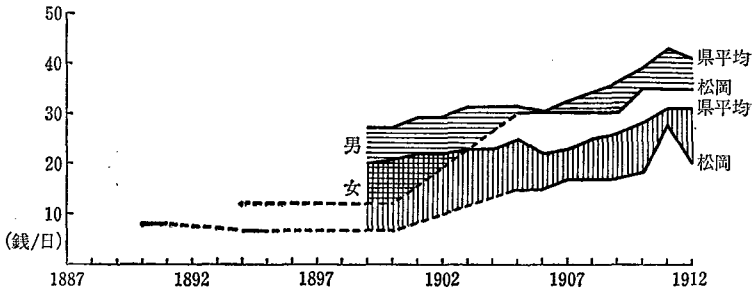


図2 松岡製糸所の男女別賃金の格差実態

〔資料：「松岡製糸所文書」、『山形県史』〕

十歳以上二〇歳未満であり、「一家ノ生計ヲ負担」しない者が全工女一五一人中の九六％を占めること、若年労働者の比率の高さと既婚者の割合（三二％）の高いことと相まって、低賃金体系を作り出しうる要因を形成しているとみることができよう。

図二は、松岡製糸所の男女別平均賃金と山形県下（その中心は内陸部米沢盆地およびその周辺）の平均賃金とを比較したものである。松岡製糸所内においても男女間の賃金格差は、歴然と存在しており、常にほぼ二分の程度に工女賃銀が位置付けられている。こうした男女間の賃金格差は、全県的趨勢であるが、格差の程度は、松岡製糸所の方がより大きい。ちなみに、その実態を工女賃金を基礎として示せば、男工賃金は、明治三三年において松ヶ岡一・六に対し県平均一・四であり、同様に四〇年一・八に対し一・四である。このように松岡製糸における工女賃銀は、男工賃銀との比較において一〇人以上の企業における県平均工女賃銀よりはるかに低く評価されていたことが判明するのである。こうした賃銀格差は、地域間においても顕著に表われている。三三年（一九〇〇）における松岡製糸の賃銀は、内陸部を中心とする山形県下の平均男工賃金の四二・九％でしかなく、工女賃金はさらに低い三五・二％でしかない。賃銀の地域間格差は、その年次変化をみる限り、三〇年代から四〇年代にいたる

表5 鶴岡と米沢との石当り米価の比較

年次	鶴岡(円)	米沢(円)
明治25 (1892)	5.700	
明治26 (1893)	6.660	
明治27 (1894)	6.660	
明治28 (1895)	7.300	
明治29 (1896)	10.000	
明治30 (1897)	14.300	
明治31 (1898)	8.300	
明治32 (1899)	10.000	8.000
明治33 (1900)	9.400	10.000
明治34 (1901)	9.500	9.000
明治35 (1902)	12.400	10.000
明治36 (1903)		12.000
明治37 (1904)	10.800	11.000
明治38 (1905)	13.200	11.000
明治39 (1906)	13.200	12.000
明治40 (1907)	14.300	14.000
明治41 (1908)	12.300	14.000
明治42 (1909)	12.128	9.000
明治43 (1910)	12.475	12.000
明治44 (1911)	16.065	16.000

〔鶴岡の米価：松ヶ岡本陣文書 米沢
の米価：山形県史による〕

過程で漸次是正されるが、工女賃金が県平均値にもっとも接近した明治四四年（一九一）でさえ松岡のそれは、県平均値の九〇・二％でしかなく、企業の創業以来明治期を通して常に県平均賃銀以下に押えられてきたことを示しているのである。松岡製糸における低賃銀の実態が、先に指摘した企業の慈善的目的に基付くものであったとしても、企業が何らかの純利益をあげている点からみて、労働の収奪が行なわれていたことを示している。また、工女の八五％が得た賃金によって家計を支える者でないにしても、表五に示した米価の実態が、三七・四一年を除いて常に庄内地域が高いことと、当時の賃金等を含む諸物価決定の基礎に米価が据えられていたことを考慮すれば、工女賃銀の低さは、単に県平均値の比較によって得られる数値以上の影響力をもっていたことがわかるのである。

しかし、こうした低賃銀も全ての工女が得ていたわけではなく、きめられた等級によって得る賃金格差は、地域間・男女間格差以上の状況にあったとみてよい。図三は、明治二八年（一八九五）当時実施されていた通勤・寄宿別等級別（賞罰制度をとまなわない）賃銀構成を示したものである。寄宿工女賃金が通勤工女のそれより低いのは、食費などの経費を自己負担させられていたことにも原因の一つがあると思われるが、等級の高い工女ほど差が大きいことは、必ずしも必要経費の自己負担のみによる格差で

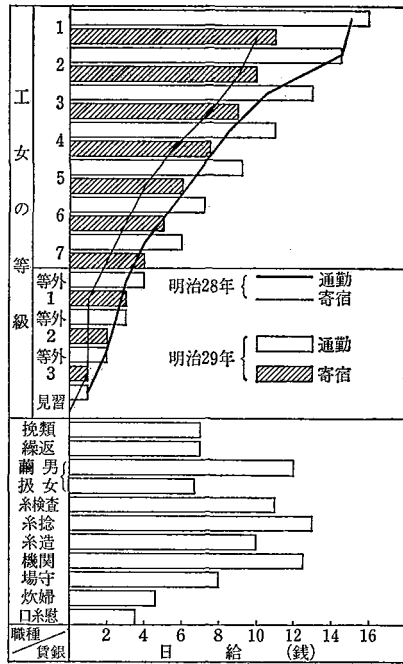


図3 明治29年(1896)の松岡製糸所の等級別賃銀構成

〔資料：松岡製糸所文書より図化〕

この差額は七等工女日給の一・六倍に相当している。これに対し寄宿工女の同等級間の賃金格差は、七銭でしかないが、その差額は寄宿七等工女の日給の一・七五倍に当たる。賃金の等級間格差においても寄宿工女の方が通勤工女よりも大きく、しかも、この事柄が通勤工女に比べ寄宿工女の等級下位の者をより低い賃金に位置付けていたことを示している。しかも注目しておかなくてはならない事柄は、寄宿見習工女に対して賃銀が支払われないということである。二七年職工調査表には「見習ハ凡ソ一年ノ稽古ヲ経テ有給工女トナル」と記されており、一ヶ年の見習期間における労働は、賃金支払対象から除外されているのである。このように、松岡製糸所の賃金構造は、具平均賃金の二分の一程度であり、かつ女工賃金はその中でさらに低く位置付けられてきており、通勤・寄宿工女間の賃銀格差、等

ないことを意味していよう。こうした格差は、寄宿工女率の増加にともない企業側にとって新たな利潤追求の場と化していくことに多言を要しない。

等級別工女人員を同年の資料からみると通勤工女は、一・二・三等工女と、六等以下見習いにいたる等級に集中しており、寄宿工女は、全等級にほぼ均等に分布している。等級別賃金格差は、通勤工女で一等と七等間に一〇銭の差があり、

表 6 就業時間の比較

工場名	年 度	調査日	警 醒	就 業	朝 食	就 業	昼 食	就 業	小 憩	就 業	終 業	終 業	就 業
島根県某製糸	明治34年 ¹⁾	6月21日	3:30	4:30	7:30	8:00	12:00	12:45	—	—	18:55	19:15	14:45
	明治27年 ²⁾ ※				(7:00)	(7:30)	12:00	12:30			(17:30)	10:00	
松 岡 製 糸	大正6年 ²⁾ ※	6月20日		5:00	7:00	7:15	12:00	12:30	17:00	17:20		19:00	14:00

※1ヶ月休日は3日。大正6年の場合、5日・15日・25日が指定されている。()内は推定。

1)は「職工事情」2)は松岡製糸文書より。

級間賃銀格差などに示されているように、全体としての低賃銀構造が、寄宿工女であり等級の低い工女にその構造的特質を顕著に現わしていたことが判明するのである。では、こうした賃銀構造の特質は、どのような労働環境の中で具現していたのであろうか。

表6は、松岡製糸の就業時間を「職工事情」²⁾に収録された島根県某製糸と比較したものである。比較する年代がかならずしも一致していないために厳密な比較はできないが、一応の傾向は把握できる。明治二七年職工調査表には、就業時間合計一〇時間から一二時間、昼食一二時、午後の就業一二時三〇分としか記入されていないため具体的な就業時間割は不明である。そこで大正六年(一九一七)の就業時間割と島根県某製糸のものとを参考にして検討を加えてみると、表示した就業時間合計が島根県某製糸の場合、実労働時間数であるのに対し、松岡製糸の大正六年の数値が拘束時間であることがわかるのである。こうした状況を二七年にあてはめてみると、朝食後七時三〇分に就業したと仮定したとき一〇時間就業とすれば終業が一七時三〇分、一二時間就業とすれば終業が一九時三〇分となる。

三〇年代初期における山形県下の平均執業（実労）時間が一一時間であることと比較すると、この点における労働環境は悪くない。拘束一〇時間実労九時間三〇分という二七年の状況は、この段階における通勤工女の割合の高さ、および上等工女の多くが松ヶ岡開墾場からの供給であったことと無縁ではあるまい。なぜならば、明治二五年（一八九二）に定められた「養蚕工女掟」には「禮を正し業を敬ひ深切を盡すべき事」とならび「朝三時に起き夜九時休息の事、但飼育の模様により時間変りあるべし」⁽²⁾と記されており、職住同一農場の場合は、拘束一八時間にも及んでいることや寄宿工女の比率が九〇%を超した三八年以降就業条件が急速に労働者にとって強化されているからである。

明治三九年（一九〇六）に採用された「朝夕燈火ヲ用イテ業ヲ執ル事アル時ハ、一人ニ付一日金二錢ヲ増ス」⁽²⁾制度は、生産拡大のために工女の自主性を重んずるようみられるが、県下の製糸工女賃銀の六〇%にしか値しない低賃金体系下に工女賃金を押えてきた企業側の仕組んだ労働強化・長時間労働化を必至にする手段であったとみてよいであろう。さらに四二年（一九〇九）には「一ヶ月総工女各自一本（一本ハ貳斤ノ糸量）ツ、ノ平均糸量ヲ合算シ、更ニ一本ノ平均糸ヲ出シ之ヲ標準」とした糸量と、デニール・光沢などを加味する「糸量賞罰制度」が採用され、従来から存在していた等級賃銀制は、全国的動向に比較してかなり早い時期に「糸量賞罰制度」をもなった。「等級賃銀制」の導入へと変化したのである⁽²³⁾。こうして実施されてきた企業の作り出す労働環境は、企業の強権発動を隠蔽し、一見穩健的にみえる方法で生産費中に占める賃銀コストを引き上げ、労働収奪強化を実現するための経営戦略でもあったのである。その結果、二三年当時生糸一本当りの純益金一円三錢二厘は、四二年にいたり八円五〇錢にまで上昇し、米価の変動を加味した実質成長率において二・七倍に拡大したのである。

以上述べてきたように松岡製糸の就業形態に現れた特質は次のようにまとめることができよう。すなわち松岡製糸における工女を中心とした就業形態の特質は、まさに資本制生産過程に組み込まれていく低賃銀労働者の実態を示すものであり、企業の取った操業の特質は、生産の拡大のための労働強化と長時間労働を工女の「自主性」であるかのようにみせかけながら実行してきたことであり、寄宿工女比率の絶対的高さと、低賃銀体系を背景とした巧妙な経営戦略であったこと、とくに賞罰制度をともなった等級賃銀制度が全国的趨勢よりかなり早い時期に実施されていること、換言すれば、企業としての産業資本確立過程がかなり先進していたことなどである。

六 原料調達・加工にみられる松岡製糸の特質

松ケ岡製糸所の企業的特質は、先述の工女賃銀体系とそれを背景とした労働収奪の方法のほかに、原料調達および加工に係る原料繭生産者と製糸所との位置関係の中にも存在している。それは、「専ら松ケ岡の成繭を繰糸し、旁ら養蚕家の依頼を受けた」のであるが、その実態が「養蚕者ヲ勧誘シ」、「繭ヲ依頼スルモノニハ金ヲ貸付ケテ融通ノ便益ヲ与へ、生糸ハ等差ヲ付シテ横濱ニ出荷シ、売了ノ上代金ヲ配当シテ公益ヲ共ニセリ」であったことよって、拡大する養蚕農家の自主的な依頼によって原料繭を確保するという形態ではなく、資金的便益を生産者に供与することよって、松岡製糸所への「依頼」を義務付ける方法がとられていたのである。しかも、こうした原料繭確保の勧誘奨励が実施された二四年には、旧上層家臣をも含めた開墾場各組頭たちによって行なわれているのである。

資金的便益をてこととした原料調達は、形式的形態として原料繭の「委託」制度であったとしても、そこには委託契約における委託者と受託者の平等性を欠なわせる要因を伏在させており、その実状は、現存する三二年（一八九九）

の約定書の全文に現われている。「私儀来ル明治三十三年製糸御依頼致候テ就テハ左ノ条項ヲ契約ス」という前文で始まるこの文書には、

- 一、製糸原糧品八百石（壹升生繭）以上タルヘキ事
 - 一、原糧品及ヒ生繭保管中天災地変水火難ハ勿論強盜并ニ鼠喰等ノ災害ハ貴殿ノ責任ニ無之事
 - 一、製糸約ハ十一月一日ヨリトス 但貴殿ノ都合ニ依リ伸縮スルコトヲ得
 - 一、製糸ハ器械繰ニシテ繰外シノ儘タルヘキ事 但括造ヲ為ス并ハ其ノ入費差上クヘキコト
 - 一、デニール八十二中以上十三以下ノ区域ニテ製糸ノ事 但原糧品ノ善悪ニ依リ本条ノ「デニール」製造シ難キキハ預シメ御通知下サルヘキコト
 - 一、製糸量目ハ出来成ニ任セ申スヘキ事
 - 一、製糸賃ハ原糧品壹升（生繭）ニ付七錢五厘支払申ヘク且ツ口糸其他屑物ハ貴殿ノ所得タルヘキ事
 - 一、殺蛹賃ハ原糧品壹升（生繭）ニ付六厘支払可申事
 - 一、製糸中萬一止ヲ得サル事故ニ依リ休業成サルヘキ場合ハ原糧品速ニ引戻シ申ヘキ事
 - 一、約定担保トシテ何公債証書貳百円差出ス申ヘキ事
- 前数項ノ約定萬一履行至兼貴殿ハ御損害相掛ケ候節ハ約定担保トシテ差出置候公債証書貴殿ニ於テ随意御売却ノ上御決算成サ
ルヘク候為後日保証人連署約定仍而如件

と印されており、また旧生産者⁽²⁵⁾に残る約定文書には、「製糸ヲ始メ売却ニ至ルマテ悉皆御依頼申候」こと、貸付けられた資金については「元利ハ受取候日ヨリ百円ニ付」日割の利息を支払われること、「製糸売却マテノ内製糸所へ預ケ中万一非常の災難ニ罹リ右製糸亡失等ノコト有之候共製糸所へハ関係無之」と示されており、前段の約定文における依頼量の指定、企業の損害賠償責任の生産者への転嫁、副次産物の依頼者側権利放棄、依頼者の担保提出の義務付けと企業の抵当権設定などは、後段の約定文の中でも形を代えて存在しつづけている。製品化から換金化に

いたるすべての過程を担保としたこのような取引の実態は、企業側を生産側の位置に比べずこぶる優位にするものであり、「依託制」における本来の契約締結にみられた両者の対等性は、否定されているのである。すなわち、約定文の示す企業と生産者の位置関係は、隷属的狀況下にあるとも考えられたのである。

こうした両者の「契約」における位置関係は、二五年生産者宛に出された書状の「御依頼ノ繭製系ノ上年内悉皆売却金円配当致候見込ノ処何分種類、錯雑」のため「製系上非常ノ困難依之意外ノ時日ヲ費シ」、「年内売却金円配当致候トニハ乍氣毒迎モ至リ兼」たことをきっかけとして、原料繭品種統一によって一層健固なものになった。二七年松岡製糸が地域の養蚕家に配布した公告には、

広 告

一、松ケ岡青質姫 同種類

右者昨明治二六年十月中地方の情況ニ依リ請願ノ向キモ有之候ニ付猶兩三年間ハ又昔小石丸二種ヲ加エテ製糸スルニ致置候処到底糸質ヲ一定セスハ優等品ヲ製出スル能ハス売却ヘモ差響キ地方ノ不利益不少候間明治二八年ヨリ松ケ岡育成青質姫蚕同種類ノ外断然依頼ヲ受ケ不申候ニ付此段広告致候也

と明記された蚕種指定が行なわれた。松ケ岡開墾場の生産する蚕種のみを指定し、その種以外の製糸を拒否することによって、松ケ岡開墾場と松岡製糸は、養蚕農家に対する支配力をさらに強めたことになり、二九年広告によってなすとげられた座繰製糸の原料繭指定によって、松岡製糸で取扱うすべての原料繭の蚕種指定が完了した。すなわち、原繭指定と資金前貸方法による「特約取引」が二〇年代後半において成立したことになる。郡是製糸に代表される特約取引の一般化が明治四〇年代に入ってからであること²⁸⁾と比較すると、松岡製糸におけるそれはかなり時期的に早いことを指摘せざるを得ない。

このように松岡製系における原料調達方法と加工にみられる諸特質が、委託者と受託者の平等を逸した「契約」の下で行なわれた「委託制度」と、松ヶ岡開墾場生産の蚕種を原料繭生産に指定すること、加工の取引き形態で担保を取り抵当権を設定すること、企業の損害賠償義務を委託者に転嫁することなどであることは、資本制生産過程で生じる企業側のリスクを可能な限り避けることを目的とした姿勢であり、企業利潤を保護するものであったとみてよいであろう。企業側のこうした態度は、資金の前貸便益と、製系が養蚕家にとって換金のために不可欠なことを敷衍として形成された原料繭生産者と資本との力と位置関係を基としたものであり、全国的趨勢からみてかなり早い時期に特約取引きを生む素地でもあったと思われるのである。企業のこうした生産を媒介とした上下関係は、地方企業の上部を構成する生糸問屋（松岡製系の場合、横浜の茂木商店）へと連なる構造をもっていたことをつけ加えておかないてはなるまい。

七 まとめ

明治二〇年（一八八七）に土族授産事業として展開してきた松ヶ岡開墾場から独立創設された松岡製系所は、山形県下の後進的製糸地域であった庄内平野における栽桑養蚕業と製糸業の本格的展開のきっかけとなった。それは開墾当初から栽桑養蚕を経営支柱としてきた松ヶ岡開墾場が、繭の自家生産から蚕種製造へと経営の比重を移した時期と同期的に付合している。

松岡製系所は、創設当時において操業の目的を慈惠的性格の強いものであることを強調し、そのあり方は工女のあり方にも及んでいた。しかし、事業の拡張の過程は、製系所の操業自体が資本制生産の過程であることを示してお

り、結果として創設当初の慈悲的性格の強調が工女・男工に有利な低賃銀体系の確立をもたらす何ものでもなかったことを示している。さらに慈悲的・精神主義的状况下で展開せしめられた低賃銀体系は、寄宿工女率がほぼ一〇〇％に達する時期を契機として、一見、工女の自主性に基付くかのようにみえる方法によって長時間労働化をともなった労働強化をもたらしたのである。全国的趨勢に先だつて導入された賞罰制度を併備した等級賃金制が、この事柄を端的に表わしている。

低賃銀制下での労働強化・長時間労働化は、当然の帰結として企業利潤の拡大をもたらした。労働収奪によるこうした利潤追求のほかに、松岡製糸における特質は、原料繭の調達とその加工を媒体とした企業と養蚕家との位置関係にも現れている。すなわち資金の前貸便益の供与をてこととして形成された資本と、原料生産者である小農との関係は、加工・換金過程における圧倒的企業側の優位性を具現し、その下で行なわれた原料繭の「委託制度」は、企業にとって原料買付資金を準備する必要性を取り除くとともに、資本制生産過程で発生する企業側のリスクをできる限り原料生産農家に転嫁することを可能とした。こうした養蚕農家に対する企業の絶対的優位性は、次の手段として企業の母体である松ヶ岡開墾場の生産する蚕種による成繭以外の加工を拒否することによって、地域養蚕家との間に「特約取引」を成立させ、地域養蚕業を完全に自家の傘下に統率することに成功した。しかもこの時期は、全国的動向に比較してかなり时期的に早いのである。

以上のように要約できる松岡製糸の明治二〇年代から四〇年代に至る期間の地域的機能は、次のようにまとめることができよう。すなわち、松岡製糸の操業過程は、剰余価値の生産過程であること、小規模ではあるが就業する工女の実態が示すように地域における賃労働制の成立をみる事ができること、しかし賃労働者の大部分は自家の生計を

維持する者でなく、この点では完全な直接生産者の生産手段所有からの歴史的分離ではなかったこと、同時にこの事柄は、後進国型資本主義の特色を示していることなどを通して、工女の低賃金・長時間労働や前貸金・蚕種指定をともなった特約取引きを、全国的趨勢に対しかなり先進的に具現したことであり、地域におけるいわゆる「近代化」の一つの核としての機能を有していたといえよう。しかもこうした機能は、資本主義化されていく農村を存立基盤とするものであるとともに「体制」の求めを地域において具現する意味において「体制」そのものを存立の基盤とするものであったとみてよいであろう。

本稿は、一九八二年五月の歴史地理学会第二五回大会での発表に訂正・加筆したものである。

注および参考文献

- (1) 松ヶ岡開墾場のもつ士族授産事業については、『鶴岡市史』中・下巻、『山形県史』資料篇二、『松ヶ岡開墾百年記念帳』など多くの文献に示されている。
- (2) 例えば、渡辺茂蔵「近代における東北地方の開拓」宮川善造、田辺健一編『環境の科学としての地理学』一九六四所収、また成立の過程については、同氏の地理学評論二六巻別冊二に収録された発表要旨があり、同様の研究は佐久間宏「山形県松ヶ岡開墾場に関する研究」(1)～(4)『宮城農業短期大学学術報告』一六～一九、一九六九～一九七二においても報告されている。
- (3) このような立場から筆者は、「庄内平野における士族授産事業の展開とその地域的機能に関する一表察」『歴史地理学紀要』一九、一九七七所収において、その地域的機能を通して存立の基盤を論究した。
- (4) 杉原荘介他『日本史の基礎知識』有斐閣 一九七四、長岡新吉『明治恐慌史序説』東京大学出版会 一九七一
- (5) この事柄が、幕藩体制下で一定の発達を上げていたわが国の綿作地帯を衰退させる要因となり、低廉かつ機械紡績にとつて良質インド綿の輸入は、日本郵船の専用航路開設によって可能となった。入江敏夫「歴史と地理学」『日本歴史講座』第一

巻歴史理論篇 河出書房 一九五四

(6) 山田盛太郎『日本資本主義分析』 岩波書店 一九七五年版

(7) 江波戸昭『蚕糸業地域の経済地理学的研究』 古今書院 一九六九、石井寛治『日本蚕糸業史分析』 東京大学出版会 一九七二

(8) 山田勝次郎『米と繭の経済構造』 岩波書店版 一九四二

(9) 大塚久雄『近代欧州経済史序説』 岩波書店版 一九八一、大阪市立大学経済学研究所編『経済学辞典』 岩波書店 一九六九

(10) この時期すなわち産業資本確立過程の再生産過程を対象とした業績に、大石嘉一郎編『日本産業革命の研究』上・下 東京大学出版会、一九七五がある。この中で大石嘉一郎は、産業資本確立過程をいかに区分するかは、たんに歴史認識上の時期区分の問題にとどまらず歴史の画期としての産業革命の意義の把握方に係る問題であり、それぞれに異なつて展開する後進資本主義の構造的特質を、いかに把握するかという問題に係る事柄であることを指摘している。

(11) 山形県『山形県史』資料篇二

(12) 旧酒井藩士が、明治政府に気をつかいながら実施した開墾の詳細については、『松ヶ岡開墾事歴』の中に詳述されているが、ここに残された記録はあくまでも開墾を主導・展開する旧支配層のものであり、封建遺制が強く残る時期に実施された開墾が、従来の被支配層にどのような影響を与えたか、またどのように受け止められていたかについては触れられていない。ワッパ事件は一般民衆の反作用としての一側面ともみることができ。

(13) 「松ヶ岡開墾年誌」、この文献は、山田梯介氏が松ヶ岡本陣（開墾場の中心）に残る文書と氏の記録をもとに各年の動向を経年的に記録したものであり、現在松ヶ岡本陣に保存されている。

(14) 「松ヶ岡開墾要覧」所収年表による。年表編纂の基礎資料は、本陣文書ならびに「松ヶ岡開墾年誌」である。年表によれば製糸業の企画を、明治九年に内務卿大久保利通に論じられたと記しているが、前年すでに座繰機械による製糸が行なわれ、地方に販売されている実績に鑑みて、大久保利通の発言は、松ヶ岡開墾場が加工部門を増強することに対する明治政府からの「お墨付」を得たことにならう。

(15) 「松ヶ岡開墾年誌」には、フランス人より直接技術を修得した工女と記されている。

- (16) なぜならば、製糸工場が必要とする労働の質は、軽労働であり、主として女子労働力が求められた。家父長制度の中で家計を維持する主たる労働力である男子の労働力を「授産事業」に値するほど必要としないからである。
- (17) ここでの主たる供給先は羽二重生産に対するものである。現在松嶺町にある松岡製糸株式会社に保存された文書の中に、取引のあった羽二重工場に関するものが多く存在する。
- (18) 「アメリカ市場において中国糸・イタリヤ糸と競争し、三十年代から四十年代にかけてそれを圧倒していった」大石嘉一郎編『日本産業革命の研究』上 東京大学出版会 一九七五 二三頁
- (19) 主として使用した文書は、「明治二四年起 必要書類綴 松岡製糸所」(現松岡製糸株式会社保管文書)である。
- (20) 土屋喬雄校閲『職工事情』全三 新紀元社版 一九七五
- (21) 「松ヶ岡開墾年誌」明治二五年の項
- (22) 『山形県史』資料篇二 四三二頁
- (23) 独自の工女支配形態である「等級賃銀制」が完成され普遍化するの是一九二〇年代であるから、この時期における導入はかなり先進的であった。
- (24) 文書記載事項の中で注意しておかなくてはならないことの一つに、明治三三年一月に始まる製糸の原料「委託」契約が前年の三二年一二月に締結されていることである。いわゆる「青田刈り」以前の問題である。
- (25) その約定文書を筆者は余目町の旧生産者宅にて確認している。
- (26) 石井寛治『日本蚕糸業史分析』東京大学出版会一九七二 四三二～四三九頁